ハ　水面貯木場の個所数並びに個所ごとの位置及び面積
ニ　イからハまでに掲げる労働者及び施設により処理し得る貨物の取扱数量
五　その他国土交通大臣が必要と認める事項

5 ‖ 港湾荷役事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の事業計画には、申請者が引き受けた港湾運送の下請をさせることとなる港湾運送事業者（特定限定許可を受けた者に限る。）がある場合は、前三項に定めるもののほか、申請者と当該港湾運送事業者との間の港湾運送に係る下請契約の内容に関する事項を記載しなければならない。

6 ‖ （略）

7 ‖ 法第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第九号及び第十一号に掲げる書類については、既に国土交通大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一～四　（略）

五　港湾運送の需要に関し、次に掲げる事項を記載した書類

イ　一般港湾運送事業等に関するものにあつては、推定による貨物の年間（特定限定許可を受けようとする場合にあつては、事業の実施期間）の取扱数量

ロ～ニ　（略）

六～九　（略）

十　法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　設立しようとする法人が株式会社であるときは、株式の引受けの状況及び見込みを記載した書類

十一　（略）

（密接な関係）

第十一条の二　法第十六条第二項の国土交通省令で定める密接な関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

一～三　（略）

四 ‖ 下請事業者が次に掲げる要件の全て（当該下請事業者が特定限定許可を受けた者である場合にあつては、ロに掲げる要件）に該当する者であること。

イ　当該一般港湾運送事業者と港湾運送に係る長期の専属の下請契約又はこれに類する契約を締結していること。

ロ　当該一般港湾運送事業者から相当の事業の用に供する施設、資金その他の経済上の利益の提供を受けていること。

（事業の譲渡譲受の認可の申請）

第十四条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　譲渡譲受契約書の写し

二　（略）

（新設）

5 ‖ （略）

6 ‖ 法第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　港湾運送の需要に関し、次に掲げる事項を記載した書類

イ　一般港湾運送事業等に関するものにあつては、推定による貨物の年間の取扱数量

ロ～ニ　（略）

六～九　（略）

十　法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　設立しようとする法人が株式会社又は有限会社であるときは、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

十一　（略）

（密接な関係）

第十一条の二　法第十六条第二項の国土交通省令で定める密接な関係は、次の各号の一に該当する関係とする。

一～三　（略）

四 ‖ 下請事業者が当該一般港湾運送事業者と港湾運送に係る長期の専属の下請契約又はこれに類する契約を締結し、かつ、当該一般港湾運送事業者から相当の事業の用に供する施設、資金その他の経済上の利益の提供を受けていること。

（事業の譲渡譲受の認可の申請）

第十四条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　譲渡譲受契約書の写

二　（略）